

民間シェルター等に対する支援に係るパイロット事業概念図 (婦人保護事業等との概念整理)

未定稿

DV

配偶者暴力相談支援センター（DV防止法）

- ・全国に287か所（婦人相談所49、福祉事務所・保健所113、女性センター50等）
- ・相談件数：106,110件
うち来所相談件数：32,385件（H29年度）
- ・被害者に対する相談
- ・相談機関の紹介
- ・カウンセリング
- ・緊急時の安全確保
- ・一時保護(婦相)
- ・シェルター利用等の情報提供 等

- ### 女性センター
- ・都道府県等が自主的に設置
 - ・女性のための総合施設
 - ・女性問題の解決、地位向上、女性の社会参画を目的
 - ・女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究等

性犯罪・性暴力

- ### 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
- 急性期
- ・各都道府県（47か所）：公益社団法人、民間団体等
 - ・相談件数：26,748件（H29年度）
 - ・支援のコーディネート・相談、産婦人科医療（救急・継続的な医療、証拠採取等）
 - ・性犯罪・性暴力被害者支援交付金：2.1億（R元年度・内閣府）

婦人保護事業（売春防止法）【厚生労働省】

保護対象：要保護女子（売春）、DV被害女性、ストーカー被害女性、性暴力被害女性、人身取引被害女性、家庭破綻、生活困窮などの問題により保護が必要な女性

公的部門

民間部門

婦人相談員

婦人相談所（49か所）

- ・各都道府県に設置
- ・来所相談件数：11,910人（H29年度）
- ・DV等に係る相談・支援、一時保護 等

一時保護所（47か所）

- ・婦人相談所に併設
- ・一時保護者数：7,965人（H29年度）
- ・DV被害等女性、同伴児童の短期間の一時保護（2週間程度）

婦人保護施設（47か所）

- ・39都道府県に設置（公設30、民設17）
- ・DV被害女性等に係る生活支援・心理的ケア・自立支援
- ・支援期間は中長期（1か月以上）

一時保護委託

- ・委託契約施設数：321、うち民間シェルター74(H30.4.1)
- ・委託人数：2,723人、うち民間シェルター288人（H29年度）

パイロット事業（実証的調査研究）

※国による他の補助金・交付金の対象外のものに限る

民間部門

民間シェルター等（107か所）

居場所

NPO法人49、社会福祉法人22、その他の法人10、法人格なし26

- ・DVを始めとする多様な困難に直面することにより、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性
- ・公的機関にはない柔軟性
- ・重要な社会資源である一方で、公的支援がなく、存続が困難な状況
- ・特別交付税措置（1/2）：自治体による財政援助額2億円（H30年度）

①心理専門職等によるメンタル面のケア、②母子一体型支援、③児童虐待対策との連携、④一時保護後の切れ目ない総合的支援、⑤メール・SNSなどを活用した相談

主な課題

- 財政面・人的基盤の不足
- 行政との連携不足
- 地域間格差

DV対策中心
母子一体型

居場所確保
専門職活用

若年層中心

相談・同行支援

若年被害女性等支援モデル事業（H30年度～）

- ・家出少女、AV出演強要・JKビジネス被害女性等を支援
- ・都道府県、社会福祉法人、NPO法人等が実施主体（厚生労働省）

DV被害者等自立生活援助モデル事業（H26年度～）

- ・DV、ストーカー、性犯罪・性暴力被害女性等を支援
- ・都道府県、社会福祉法人、NPO法人等が実施主体（厚生労働省）

被害者